（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　［略］

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ～ト　［略］

チ　新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

三～六　［略］

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　［同上］

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ～ト　［同上］

［チを加える。］

三～六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

○厚生労働省令第七十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号、第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項、同法第二十六条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項並びに同法第四十四条の三第二項及び第四十四条の三の三の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（五類感染症）	（五類感染症）
第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。	**第一条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　細菌性髄膜炎（第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。）	十三　細菌性髄膜炎（第十五号から第十七号までに該当するものを除く。以下同じ。）
十四　（略）	十四　（略）
十五　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）	（新設）
十六～四十　（略）	十五～三十九　（略）
（医師の届出）	（医師の届出）
第三条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。	**第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合
（削る）	四　診断した新型コロナウイルス感染症の患者（六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。）について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤（厚生労働大臣が定めるものに限る。）若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合
（獣医師の届出）	（獣医師の届出）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　（略）	2　（略）